

Ⅱ 個別対応食の実施体制

1 校内や家庭・関係機関との連携

(1) 校内における体制づくり

学校は、児童生徒等の保護者から、丁寧に摂食嚥下機能の発達状況や必要な食形態の聞き取りを行います。そして、管理職・担当教職員・栄養教諭・養護教諭等の関係者と情報共有を図り、主治医等の医療関係者の助言を得ながら、個別対応食の方法や摂食の指導方法、役割分担等を検討します。

(2) 教職員の共通理解

検討された内容について、必要に応じ、学校全体で教職員の共通理解を図ります。

(3) 保護者への説明

校内で共通理解された内容について保護者に丁寧に説明し、理解を求めます。また、必要な事柄について、家庭の協力を依頼します。

個別対応食の実施フローチャート

保護者からの聞き取り



管理職・担当教職員・栄養教諭・養護教諭・言語聴覚士等関係者で情報共有



- *必要に応じて主治医等医療関係者の助言を得る
- *在校生の場合は、前担当教職員からの引継ぎを行う

対象児童生徒等の食形態と提供方法の決定



職員会議等で教職員の共通理解を図る



- *対象児童生徒等の摂食に関する情報を記録し、「個別計画」を作成する

保護者への丁寧な説明・協力依頼



個別対応食の提供

- *必要に応じて見直しを行い、関係者で検討し、情報共有を図る

2 対象児童生徒等に応じた食形態と提供方法の決定

(1) 新・転入生

担当教職員は、保護者から児童生徒等の摂食嚥下機能や家庭での食形態や提供方法について、個人調査書等に記入してもらったり、面談を行ったりするなどして状況を把握します。

また、必要に応じて、主治医等に相談するとともに、保護者・担当教職員・言語聴覚士・栄養教諭・養護教諭等で話し合い、学校給食の食形態と提供方法について決定します。

(2) 在校生

年度当初、これまでの状況について前担当教職員からの引継ぎを行います。その後、保護者と話し合いをもち、言語聴覚士・栄養教諭・養護教諭等と協議のうえ、必要に応じて主治医等に相談し、食形態が現在の摂食嚥下機能に合っているかを確認します。

3 個別計画の作成

児童生徒等の摂食に関する情報をまとめた個別計画を作成することが必要です。様式は、明確に内容がわかるよう、各学校の実情に応じて作成するか、既存の様式があれば活用して記載します。その中に記録する内容は、給食の形態、姿勢や食事介助の留意点、使用する食具・食器等、給食の提供に必要な情報です。

また、給食の食形態が変更になった場合は、その都度記録を追記し、学校全体で共通理解する必要があります。

「個別計画」に記入する内容の例

- ・食形態（大きさ、軟らかさ、トロミ調整食品の使用等）
- ・一口量 ・使用する食具や食器 ・姿勢 ・水分摂取方法 ・好き嫌い
- ・介助内容（食動作、食器の持ち方、指示方法や内容、顎・唇介助、体幹の角度等）
- ・食物アレルギー ・肥満や痩せ等栄養状態に応じた食事量
- ・過敏 ・医療機関での摂食指導 ・嚥下造影検査結果 ・服薬
- ・その他の留意事項